

東かがわ市告示第138号

東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱（平成25年東かがわ市告示第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(交付対象経費及び補助金の交付額)	(交付対象経費及び補助金の交付額)
第4条 略	第4条 略
2 補助金の額は、対象経費に10分の9を乗じて得た額と <u>10万3千円</u> を比較して、いずれか少ない額とする。	2 補助金の額は、対象経費に10分の9を乗じて得た額と <u>9万円</u> を比較して、いずれか少ない額とする。
3 略	3 略

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。